

4 くらしの情報

4-1 【住宅】

4-1-1 住宅(家)の探し方

◆民間賃貸住宅

アパート・マンションや家を探すときは、不動産業者を通して探すのが一般的です。自分の条件(家賃の額や間取りや広さ、入居日、環境など)を伝えれば、それにあった物件を紹介してくれます。また、住宅を借りる場合には賃貸契約を結ぶことになりますが、「連帯保証人」が必要となります。また、賃貸契約には家賃のほかに「礼金」「敷金」といった日本独特の制度が含まれています。

用語説明

*「連帯保証人」

家を借りた人が家賃を支払わなかったり、家主に何か損害を与えた場合に、借りた人の代わりに支払いや処理をする責任を負う人。

*「礼金」

慣習上、家主に「貸してくれたお礼」として渡すお金。

*「敷金」

家賃の1~2か月分くらいが目安です。

借主が家賃を支払わないときなどに、家主が家賃として差し引くことができる預け金。不払いがなければ解約するときに戻ります。

家賃の1~2か月分くらいが目安です。

◆市営住宅

不動産屋が扱う住宅のほかに、自治体などが管理する公的住宅もあります。入居するには一定の条件が必要になりますので、詳しくはお問い合わせください。

芦屋市では、住宅に困っている度合いの高いかたが入居しやすいよう、市営住宅入居希望者登録制度を採用しています。住民登録を行い芦屋市内に1年以上居住又は継続して2年以上市内に勤務しているかたで、世帯構成や収入等の要件を満たしている場合は、市営住宅の入居登録ができます。毎年8月中旬から9月中旬の期間に登録受付を行っています。

◆他の公的住宅

兵庫県住宅供給公社の住宅と都市再生機構の住宅(UR賃貸住宅)があります。いずれの住宅についても、一定の条件がありますので、詳しいことは次のところへお問い合わせください。

□兵庫県住宅供給公社阪神事務所

電話 0798-63-4333

□都市再生機構 UR 神戸営業センター

電話 078-251-4075

4-2 【電 気】

国内で使用される電気の周波数は大きく分けて2種類あり、関西は60ヘルツです。周波数や電圧が器具に合わないと故障の原因になります。特に外国から持ってきた電気器具は日本の規格に合わないこともありますので注意しましょう。

連絡先：関西電力 阪神営業所 ☎ 0800-777-8043
http://www1.kepco.co.jp/english/

4-3 【ガス】

国内で使用されるガスの種類は、都市ガスとLPガスの2種類があります。同じ都市ガスでも地域によってガスの種類が変わるため、ガス器具も変わります。必ずガスの種類にあったガス器具を使用してください。申し込みは、電話またはインターネットでできます。ガスの使用番号、名前、住所、電話番号を告げて係員に来てもらいます。開栓には本人の立会いが必要です。特に古い器具の場合は開栓の際に必ず係員のチェックを受けてください。

連絡先：大阪ガス兵庫リビング営業部 ☎ 0120-7-94817
http://www.osakagas.co.jp/en/index.html

4-4 【水道】

4-4-1 水道使用の開始・中止
芦屋市に転入・転出、又は、芦屋市内で転居されるときは、水道の使用開始及び、使用中止の手続きが必要です。〈ご使用者名・使用場所・使用開始日又は、中止日・電話番号（連絡先等）〉のご連絡をお願いします。

■受付時間 平日 9時～12時・12時45分～17時30分
芦屋市上下水道部水道業務課 ☎ 38-2082
FAX 38-2165
(夜間・土曜・日曜・祝日でお急ぎの方は、市役所宿直室 電話 31-2121へご連絡ください。)

《水道使用開始及び中止のお届け受付携帯用QRコード》
※2次元コード対応携帯電話をお持ちの方は右のコード

からアクセスできます。
★直接入力する場合★

<https://www.jenets.jp/mobile/index.cgi?area=14>



4-4-2 故障・修理

故障・修理の連絡先：水道工務課〔平日〕
〔土・日・祝日・夜間〕芦屋市役所代表

38-2083

31-2121

水道が故障したり、冬になって水道管が凍結したり破裂した場合はすぐに修理してください。家庭で直せない故障は、とりあえず応急手当てをして、上下水道部もしくは市の指定給水装置工事事業者に依頼してください。

4-5 【下水道】

問い合わせ：下水道課 38-2064

4-5-1 下水道のしくみ

下水道管は、污水管、雨水管、污水と雨水を同じ管で流す合流管があります。日常生活の污水は汚水管を通じ、下水処理場できれいな水にして海や川に流します。大雨、台風の時は浸水を防ぎ、快適で住みよい生活環境に大切な役目を果たしています。本市の下水道は、2007年（平成19年）3月末に下水道普及率100%となりました。

4-5-2 下水道使用料

水道水や井戸水の使用水量に応じて、下水道使用料を徴収します。下水道使用料は、下水道管、下水処理場といった公共下水道施設の汚水処理に必要な経費の一部として使われています。下水道使用料は2カ月に1回水道料金と合わせて徴収しています。

4-6 【電話】

4-6-1 電話の申し込み・解約

連絡先：NTT西日本 局番なし116、携帯電話／PHSからは 0800-2000116
<http://www.ntt-west.co.jp/english/>

電話を新設したいときは、NTT西日本にお問い合わせください。
申し込みには、本人確認ができる本人確認書類（運転免許証、パスポートなど）が必要です。

4-6-2 公衆電話

街角の電話ボックスや駅や店頭には公衆電話が数多く設置されています。10円又は100円硬貨でかけられます（100円硬貨を使用する場合はおつりが出ません）。停電時（赤いランプが消えている時）は、テレホンカードは使用できません。

4-6-3 国際電話のかけ方

国際電話は自宅の加入電話や携帯電話（別途契約が必要な場合あり）、一部の公衆電話からかけられます。詳しくは国際電話会社にお問い合わせください。なお、公衆電話を利用する場合は、「国際通話利用可」または「INTERNATIONAL & DOMESTIC」と表示されているデジタル公衆電話を利用してください。100円硬貨で利用できます。

おも こくさいでん わ がいしゃ
主な国際電話会社

かいしゃめい 会社名	てんわばんごう 電話番号	ホームページ	しきべづばんごう 識別番号
KDDI (無料)	0120-22-0077	E http://www.kddi.com/english/personal/service/kokusai/index.html	001
ソフトバンクテレコム (無料)	0120-03-0061	E http://tm.softbank.jp/english/consumer/international/	0061
NTT コミュニケーションズ (無料)	0120-506506	J http://506506.ntt.com/0033data/howto.html	0033

《国際ダイレクトコールのかけ方》

こくさいでん わ がいしゃしきべづばんごう
国際電話会社識別番号 — 0 1 0 — くにばんごう
国番号 — 市外局番 — あいださきばんごう
相手先番号

※市外局番が0で始まる場合は、0を省きます。

4-6-4 外国語受付相談センター

電話に関するご相談を多言語で受け付けていますのでご利用ください。

受けつけじかん げつようび きんようび ごぜんじ ごごじ どにちしゅく ねんまつねんし のぞ
受付時間：月曜日～金曜日、午前9時～午後5時、土日祝・年末年始(12/29～1/3)を除く
たいおけんご えいご ちゅうごくご こ かんこく ちょうせんご
対応言語：英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、韓国・朝鮮語
れんらくさき にしにほんがいこくご うけつけそうだん
連絡先：NTT西日本外国語受付相談センター ☎ 0120-064-337

4-7 【郵便】

にほんこくない がいこく ふうしょ きていりょうきん きつては
日本国内はもちろんのこと、外国へのはがきや封書は、規定の料金の切手を貼ると、どこのポスト
からでも送ることができます。はがきや切手は郵便局の窓口で買うことができます。
じゅうしょか ゆうひんきょく てんきょとどけだ ねんかんまえじゅうしょあて ゆうひんぶつあたら
住所が変わったときには、郵便局に転居届を出していただくと1年間は前の住所宛の郵便物も新しい住所に配達されます。

とあ問い合わせ：日本郵便株式会社 32-3300
E http://www.post.japanpost.jp/english/

4-8 【銀行】

4-8-1 口座の作り方

こうざつくりかた
口座を作るには、旅券(パスポート)、運転免許証、健康保険証など、身分を証明するものと印鑑
ひつよう が必要です。ただし、銀行によって条件が異なり、他の書類が必要な場合もありますので、直接銀行
にお問い合わせください。

4-8-2 公共料金の自動支払

こうきょうりょうきんじどうしほらい
電気・ガス・水道・電話の使用料やNHKの受信料などは、自分の銀行口座から自動支払にするこ
とができます。また、市民税や固定資産税などの税金も納入できるので便利です。手続き方法は銀行・
郵便局、又は各会社の営業所にお問い合わせください。

4-8-3 送金

がいこくかねおくばいぎんこう ぎんこうゆうひんきょく まどぐち そうちんはうほう
がいこくかねおくばいぎんこう ぎんこうゆうひんきょく まどぐち そうちんはうほう
受けとりにんじゅうしょそうきんほうぼうううけとりにんこうざぎんこうこうざゆうひんふりかえこうざそうちんはうほう
受け取人住所に送金する方法と受取人の口座(銀行口座または郵便振替口座)へ送金する方法があります。詳しくは、各銀行に直接お問い合わせください。

4-9【ごみ・リサイクル】

4-9-1 ごみの出し方

ごみは決められた曜日の決められた時刻までに集積場に出してください。収集後や収集日以外の日、夜間には出さないでください。また、燃やすごみ、燃やさないごみ、資源ごみ（新聞紙、ダンボール、ペットボトル、カン、ビンなど）に分けてそれぞれ決められた曜日に出してください。ごみステーションは、自治会・近隣住民で、場所や清掃などを決めている場合が多くありますので、近隣とのトラブルを避けるためにも、初めて出す場合は近隣の人に声をかけてから出してください。ルールは必ず守りましょう。

4-9-2 ごみの種類 ※お住まいの地区により、収集日が違います。「ごみ収集カレンダー」で確認してください。

ごみの分別		収集日	時間	だかた ごみの出し方
燃 も や す ご み	なま 生ごみ類 かみ 紙くず・紙おむつ類 かわせいひん 革製品 プラスチック類	週2回	午前 8時 30分 までに	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ類は、水をよく切ってください。 ・ビデオテープや発泡スチロールは、燃やすごみです。 ・天ぷら油は、紙や布にしみ込ませてから出してください。 ・木くずは、長さ50cm以内、直径10cm以内に切ってください。 ・布類は、フリーマーケットで再利用したり、衣類・古布として再資源化を図りましょう。 ・紙おむつは、汚物をトイレで流してから出してください。
紙 か 資 源 ん	ざっし 雑誌・チラシ・ たかみるい その他紙類・菓子箱類 しんぶん 新規 紙パック ダンボール	第2週の水曜日 第4週の水曜日 第1・5週の水曜日	午前 8時 30分 までに	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の資源ごみ集団回収に出している人は、引き続き資源ごみ集団回収に出してください。 ・週により収集するものが違います。 ・新聞と紙パックは、別々の袋で出してください。 ・雨でも回収しますが、回収日に雨がたくさん降っている場合は、なるべく雨でも回収しますが、回収日に雨がたくさん降っている場合は、なるべく次の回収日に出してください。
ペ ット ボ トル	のマークのあるペットボトル (飲料、酒、みりん等)のみ収集します。	第3週の水曜日 第1・5・6週のうち ちよべつしゅうじゅうようび 町別収集曜日	午前 8時 30分 までに	<ul style="list-style-type: none"> ・中身を出し、水洗いしてから出してください。 ・キャップやラベルは、はずしてください。 ＊はずしたキャップやラベルは、素材が金属の場合は「その他燃やさないごみ」、紙・プラスチックの場合は「燃やすごみ」へ出してください。
カ ン	かんるい スチール缶類 かんるい アルミ缶類	第3週	午後 0時 30分 までに	<ul style="list-style-type: none"> ・中身を出し、水洗いをしてから出してください。 ・キャップやラベルははずしてください。 ＊はずしたキャップやラベルは、素材が金属の場合は「その他燃やさないごみ」、紙・プラスチックの場合は「燃やすごみ」へ出してください。 ＊大きな目安は、一斗缶までの缶です。
ビ ン	ジュースのビン ちょうみりょう 調味料のビン	第1・5・6週のうち ちよべつしゅうじゅうようび 町別収集曜日	午後 0時 30分 までに	<ul style="list-style-type: none"> ・中身を出し、水洗いをしてから出してください。 ・ビール瓶や一升瓶は、販売店へ返してください。 ・キャップやラベルは、はずしてください。 ＊はずしたキャップやラベルは、素材が金属の場合は「その他燃やさないごみ」、紙・プラスチックの場合は「燃やすごみ」へ出してください。
その 他 た 燃 も や さ な い ご み	るい ガラス類 てつるい 鉄類 とうきるい 陶器類 た その他	第2・4週	午後 0時 30分 までに	<ul style="list-style-type: none"> ・中身を出し、水洗いをしてから出してください。 ・整髪料・殺虫剤・卓上ガスボンベなどは、中身を使い切って出してください。 ・包丁・はさみ・ガラスの破片などは、厚紙に入れて、「キケン」と表示して出してください。 ・乾電池類は、中身の見える別の袋に入れて出してください。 ・蛍光灯は、割れないようにし、袋に入れて出してください。

4-9-3 事前申し込みの必要なごみ（有料）

ごみの分別		申し込み	ごみの出し方
粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> 燃やすごみの中で、縦、横、高さのいずれかが50cm以上の大ささのもの。 燃やさないごみの中で、縦、横、高さのいずれかが30cm以上の大ささのもの。 	粗大ごみ専用 ☎ 22-2166 受付： 月～金曜日 午前9時～午後4時 (12時～12時45分を除く)	粗大ごみ処理券を必要枚数購入し、氏名を記入のうえ、粗大ごみに貼り、予約日に指定場所に運び出してください。
一時多量ごみ	引越し等で一時に多量のごみを出される場合 <ul style="list-style-type: none"> 立会いが必要です。朝8時に立会いの時刻を確認します。 支払はその場で現金で受取り、領取書をお渡しいたします。 	環境処理センター (収集事業課) ☎ 22-2155 受付： 月～金曜日 午前9時～午後4時 (12時～12時45分を除く)	「粗大ごみ」「燃やすごみ」「カン」「BIN」等に分けて出してください。 フロンガス含有製品等、「市では収集、処理できないごみ」や「収集が異なる家電製品」は、一時多量ごみでも収集はできません。
植木の剪定	植木の剪定で出た「木」「葉っぱ」を収集 <ul style="list-style-type: none"> 立会いが必要です。朝8時に立会いの時刻を確認します。 支払はその場で現金で受取り、領取書をお渡しいたします。 	環境処理センター (収集事業課) ☎ 22-2155 受付： 月～金曜日 午前9時～午後4時 (12時～12時45分を除く)	雑草は、土をよく払いゴミ袋で出してください。 「木」は、長さ50cm以内、直径10cm以内に切って紐などで束ねて出してください。

4-9-4 収集方法が異なる家電製品

リサイクルが義務付けられている家電製品は、販売店等で引き取ってもらいましょう。

★テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・エアコン・洗濯機・衣類乾燥機（業務用は除く）

リサイクル料金等詳細は、

問い合わせ先：家電リサイクル券センター ☎ 0120-319640

★パソコン(PC)のリサイクル

ご家庭で不要になったデスクトップ本体、ディスプレイ（ブラウン管式または液晶式）、ノートブックパソコンの処分は製造・販売メーカーへ回収の申し込みが必要です。

（各社の申し込み受付窓口は、ホームページなどで公開されています。）

製造メーカー等が不明の場合は、一般社団法人パソコン3R推進協会が有償で回収・再資源化します。

□ <http://www.pc3r.jp/e/>

4-9-5 市で収集、処理できないごみ

問い合わせ：環境施設課 電話：32-5391

	ごみの種類	ごみの処理
事業系ごみ	事業活動に伴って出るごみ	戸屋市の許可業者に依頼してください。 環境処理センターへ直接持ち込む。 (*産業廃棄物を除く)
処理困難物	消火器、土砂、ブロック、れんが、石、塗料、ラッカー、シンナー、木の根、ボーリング球、鉛蓄電池など	購入先に相談してください。 消火器は「マルイ商店」(電話：23-0170)に相談してください。 土砂、ブロックは「足立商店」(電話：23-0566)に相談してください。 木の根は、近くの造園業者などに相談してください。
爆発・引火などの危険性があるもの	プロパン、ガソリン、オイル、石油、廃油、発煙筒、中身の入ったスプレー缶など	購入先に相談してください。 ガソリン、オイル、石油、廃油は、近くのガソリンスタンドに相談してください。 プロパンは、「マルイ商店」(電話：23-0170)に相談してください。
自動車部品	タイヤ、ホイール、バッテリーなど	自動車販売店・整備店などに聞いてください。 近くのガソリンスタンドに相談してください。
建築廃材	鉄骨、かわら、建具などの建築廃材	産業廃棄物処理業者に依頼してください。
在宅 医療 系 廃棄物	注射器、点滴針、ペン型自己注射針、自己穿刺針など	薬局、または医療機関へ返してください。
有害物質	有害薬品、毒物、農薬、医療品類、アスベスト含有製品、PCB使用製品など	購入先に相談してください。

4-10 【交通機関】

4-10-1 交通ルール

日本では、自動車・オートバイ・自転車は左側通行、歩行者は右側通行です。横断歩道では歩行者が優先となっています。交通規則は非常に厳重で、飲酒運転などは厳しく罰せられます。

また、自動車に乗るときは全席シートベルトの着用が義務付けられています。6歳未満の子どもはチャイルドシートの着用が義務付けられています。

4-10-2 自転車等の放置禁止

自転車や原動機付自転車を駐車するときは、駐車場をご利用ください（有料）。自転車や原動機付自転車の放置は、歩行者の通行障害になりますし、交通事故の原因や緊急時の支障になります。

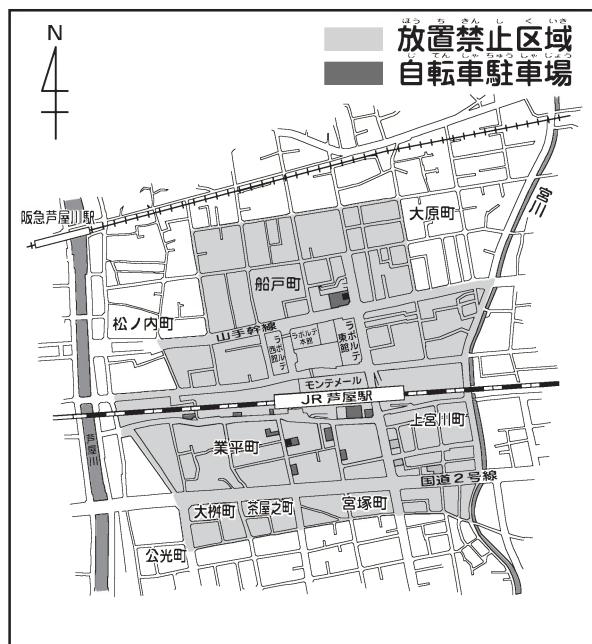
芦屋市では、自転車等放置禁止区域を指定しており、この区域に放置された自転車などは、保管・返還場所へ移送します。

放置禁止区域外においても良好な生活環境が確保されないと認められるときは、同様に取り扱います。

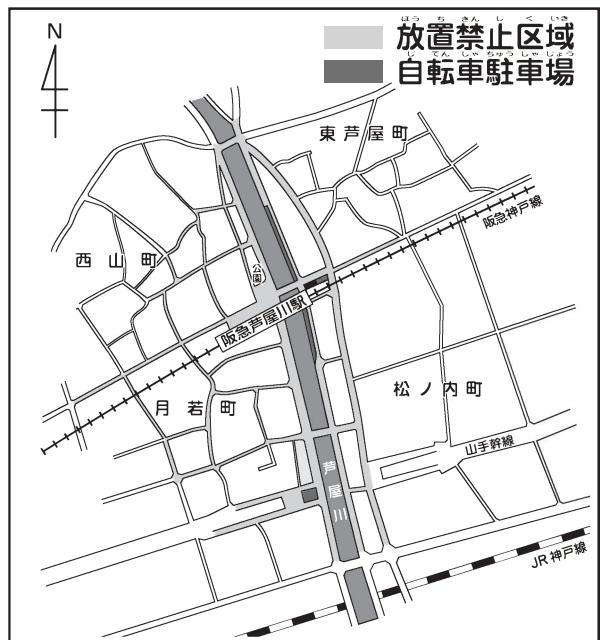
移送の際、チェーン等のカギで柵・樹木などにつないである場合、カギを切斷して移送します。損害については、責任を負いません。

問い合わせ：建設部総務課 ☎ 38-2063

JR 芦屋駅周辺



阪急芦屋川駅周辺



阪神芦屋駅周辺



はんしんうちでえきしうへん
阪神打出駅周辺



じてんしゃとうほかんへんかんばしょ
*自転車等保管・返還場所

じゅうしょ 住 所	あしやしようこうちょうばんち 芦屋市陽光町24番地
ア クセス	はんきゅうあしやわえきあしやえきたはんしん阪急芦屋川駅、JR芦屋駅北、阪神芦屋駅から71、72系統バス「浜風大橋南」行き乗車、「浜風大橋南」下車、北へ120m、阪神高速湾岸線高架下
とあ 問い合わせ	38-5824
へんかんにち 返還日時	げつすいきんどようびおよいそうひ月・水・金曜日及び移送した日午前10時～午後6時
へんかんじ 返還時に 必要なもの	かぎ鍵・じゅうしょしめいあき・住所・氏名を明らかにできるもの
いそうへんかんりょう 移送返還 料	だい1台につき、自転車3,000円 げんつきえん原付5,000円
ほかんきかん 保管期間	こくじひ告示した日から1ヶ月(期間経過したものは処分します)。

4-10-3 交通情報

市内には、JR・阪急・阪神の鉄道が東西に走り、大阪や神戸への主要な交通機関です。
また、市内の移動には、阪急バス・阪神バス・みなと観光バスがとても便利な交通機関となっています。バスの行き先を確認して乗車することが大切です。

こうつうきかん 交通機関	とあ 問い合わせ先	でんわばんごう 電話番号	ホームページ
JR	にしにほんきやくさま JR西日本お客様センター	0570-00-2486 078-382-8686	E http://www.westjr.co.jp/global/en/
はんきゅうでんてつ 阪急電鉄	こうつうあんない 交通ご案内センター	0570-089-500 06-6133-3473	E http://rail.hankyu.co.jp/en/
はんしんでんしゃ 阪神電車	こうしえんえき 甲子園駅	0798-48-1500	E http://www.hanshin.co.jp/global/en/
はんきゅう 阪急バス	あしやはまえいきょうしょ 芦屋浜営業所	0797-31-1121	J http://bus.hankyu.co.jp/rosen.shtml
はんしん 阪神バス	にしのみやはまえいきょうしょ 西宮浜営業所	0798-23-3270	J http://www.hanshin-bus.co.jp/rosen/
かんこう みなと観光バス	ほんしや 本社	078-845-3710	J http://www.kobe-minato.co.jp/
はんきゅう 阪急タクシー	あしやちくよやく 芦屋地区予約センター	0797-32-1421	J http://www.hankyu-taxi.co.jp/
はんしん 阪神タクシー	はいしやよやく 配車予約センター	0570-025-084	J http://www.hanshin-taxi.co.jp/index.html
そうご 相互タクシー	あしやえきまえいきょうしょ 芦屋駅前営業所	0797-31-0818	J http://www9.ocn.ne.jp/~kobesogo/

4-11 【地域での生活】

4-11-1 近所との付き合い

日本では、昔から「遠くの親戚より近くの他人」ということわざがあり、いざというときに頼りになるのが近所の方々です。日本語が十分わからなくとも何とかなるものです。買い物の仕方やごみの出し方、子どもの育て方、緊急時など、近所の付き合いの中で得る情報はたくさんあります。日頃から積極的にお付き合いをしましょう。

4-11-2 町内会・自治会

町内会・自治会は地域社会の助け合いや親睦の場として、住民の皆さんで自主的に結成された自治組織です。入会は任意ですが、日常生活や地域についての情報が入手しやすく、近所の人たちとの交際の幅が広がります。入会金や毎月の会費は町内会・自治会によって異なりますので、最初に確認してください。

4-11-3 サークル活動

趣味を通して交流する活動が市内の公共施設やカルチャーセンターなどで行われています。また、潮芦屋交流センターや公民館（市民センター内）では、日本語教室を開催しています。マン・ツー・マンでの指導ですので、関心のある方は是非お問い合わせください。（11ページ参照）

4-11-4 公園・ハイキング・スポーツ施設

市内には大小あわせて96カ所の公園があります。また気軽にハイキングを楽しむこともできる自然やウォーキングが楽しめる緑地があります。プールや体育館・テニスコートなどの施設も充実していますので、ご活用ください。（詳細は次ページ以降を参照してください。）